

策定年度 (策定年月日)	昭和 52 年度(旧仲南町) (昭和 52 年 4 月 30 日)	策定年度 (策定年月日)	昭和 60 年度(旧仲南町) (昭和 60 年 6 月 22 日)
策定年度 (策定年月日)	昭和 55 年度(旧満濃町) (昭和 56 年 3 月 2 日)	策定年度 (変更年月日)	平成元年度 (旧仲南町) 平成 2 年 3 月 17 日)
策定年度 (変更年月日)	昭和 57 年度(旧満濃町) (昭和 57 年 5 月 20 日)	策定年度 (変更年月日)	平成 3 年度(旧仲南町) (平成 3 年 6 月 15 日)
策定年度 (変更年月日)	昭和 59 年度(旧満濃町) (昭和 59 年 10 月 9 日)	変更年度 (変更年月日)	令和 5 年度 (令和 6 年 3 月 29 日)

香川県まんのう町

農村地域への産業の導入に関する実施計画書

令和 6 年 3 月

香 川 県 ま ん の う 町

目 次

前 文	1
第 1 産業導入地区の区域	2
1 産業導入地区の名称	2
2 産業導入地区の所在、地番、面積等	3
3 産業導入地区の区域の設定の考え方	4
4 まんのう町の産業導入地区の現状	4
5 産業導入地区の地目別面積	5
6 地域開発、土地利用計画諸法との関係	6
第 2 導入すべき産業の業種及び規模	10
1 導入すべき業種	10
2 選定理由	11
3 導入すべき産業の規模	12
第 3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	13
第 4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	14
1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	14
2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み	14
3 認定農業者等の育成	14
4 農地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向	15
第 5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	17
1 過去に造成された工業団地等の活用可能性	17
2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項	17
第 6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	20
1 施設の整備等	20
2 定住等及び地域間交流の条件の整備	21
第 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	22
1 労働力の需給の調整	22
2 農業従事者の産業への就業円滑化対策	22
第 8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な 農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	23
第 9 その他必要な事項	24
1 企業の撤退時のルール等について	24
2 実施計画のフォローアップについて	24
3 その他	25

(前 文)

まんのう町は香川県南西部、県都高松市から西へ約 30km に位置する。南部は讃岐山脈により徳島県美馬市・みよし市・東みよし町に、北は丸亀市・善通寺市に、東は綾川町・高松市に、西は琴平町・三豊市にそれぞれ接しており、総面積 194.45km²、東西約 23km、南北約 17km に亘る地域である。地勢は、南部は讃岐山脈の麓の山間部、北部は讃岐平野に位置する平野部と構成された扇状地である。町の中央部には讃岐山脈を源とする一級河川・土器川と二級河川・金倉川が、また西に向かって二級河川・財田川が流れており、約 900 の溜池とともに水田を潤している。気象条件は瀬戸内海式気候に属し、年間を通して降水量は少なく、比較的温暖な地域である。近年、異常気象による局地的な豪雨等が見られるが、全般的には年間を通じて台風等の風水害の少ない恵まれた地域である。

本町の農業は、恵まれた自然条件と立地条件を生かし、基幹作物である水稻を中心に、麦、たまねぎ、にんにく、キャベツ、ブロッコリー、アスパラガス、ナバナなどの多様な作物が栽培されており、県内の市場や香川県農協により県外市場、特に京阪神方面へと出荷されている。一方、農家数は令和 2 年で 1,782 戸と総世帯数の 23.7% を占めるが、平成 12 年からの減少率は 41.4% に達しており、農家人口並びに担い手不足が深刻化している。このため、今後の農業振興においては、意欲のある担い手や農業生産法人、集落営農組織の育成と農地利用の集積を図ることが大きな課題とされている。

こうした中、国では令和 2 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、政策の展開方向の中で、「6 次産業化等の推進」「農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減」「農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進」「更なる農業の競争力強化のための改革」「人口減少社会における農山漁村の活性化」などを掲げ、これらの実現に向けた具体的施策を推し進めている。本町においても、農業振興に向けて、こうした国の施策を最大限生かすとともに、町独自の支援も織り交ぜながら、まんのう町第 2 次総合振興計画とまんのう町農業振興地域整備計画、人・農地プランに沿った農業・農村の振興策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

一方、まんのう町第 2 次総合振興計画の政策目標の 1 つに「地域経済の活力を高めるまちづくり」を掲げる本町においては、地域産業の活性化と雇用創造に向けた、企業誘致の重点的な推進も今後の課題とされている。町内に安定的な優良企業を誘致できれば、第 2 次産業・第 3 次産業の活性化のみならず、不安定な兼業に従事している農業従事者や若年者にとっても魅力ある就業機会を確保することができ、認定農業者をはじめとする担い手への農地の利用集積の促進にも繋がることから、前述の農業の課題解決においても重要と考えられ、合併以前の旧満濃町及び旧仲南町で工業団地導入事業を実施してきた。

以上のことから、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5 条に基づき、農業と産業との均衡ある発展を図るため、市町村合併後のまんのう町でも新たに計画を策定することとする。

本計画では従来の旧町での計画を引き継ぐとともに、宮田地区の拡張を実施するものである。

この実施計画の計画期間は、令和 9 年度までとし、産業の導入の目標を達成する。

第 1 産業導入地区の区域

既存の産業導入地区における土地利用の状況等を踏まえ、産業導入地区の区域及び区域設定の考え方を以下のとおり定める。

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	備 考
生間地区	継続
椿谷地区	継続
宮田地区	継続
佐文地区	継続

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

- ・生間地区

所在地 香川県仲多度郡まんのう町買田字買田皿池126-1 外23筆

面 積 68,058m²

- ・椿谷地区

所在地 香川県仲多度郡まんのう町岸上字椿谷1175-38 外21筆

面 積 65,469m²

- ・宮田地区

所在地 香川県仲多度郡まんのう町宮田字宮中724-4 外101筆

面 積 124,065m²

- ・佐文地区

所在地 香川県仲多度郡まんのう町佐文字漁師770-3 外33筆

面 積 186,557m²

- ・合計

面 積 444,149m²

3 産業導入地区の区域の設定の考え方

昭和 56 年に生間・椿谷の 2 地区、昭和 60 年に宮田地区、平成 3 年に佐文・追上の 2 地区をそれぞれ産業導入地区として設定し、すでに企業導入を完了した。なお、追上地区（旧仲南町）については、新たな導入産業への農業従事者の就業等の要件を満たすことが困難と判断されることから、産業導入地区の区域として廃止する。また、今回、宮田地区の新たな産業導入地区の設定については、導入済の産業導入地区においては産業導入未決定地は存在しないことから、同地区の隣接地を産業導入地区の区域とする。

なお、産業導入地区の区域には、環境保護の観点から自然公園の区域、自然環境保全地域、鳥獣保護区、天然記念物や国内希少野生動植物等の貴重な動植物等の生息地及び自生地、特異な地形または地質を有する地域等良好な自然環境を形成している地域等は含まれない。

4 まんのう町の産業導入地区の現状

(単位：㎡)

区分	地区名	産業導入地区面積	導入産業操業面積	導入産業未操業面積	産業導入未決定面積				産業導入不可面積
						造成済面積	未造成面積	荒廃農地	
令和 5 年 (現 状)	生間	68,058	66,813	0					1,245
	椿谷	65,469	62,943	0					2,526
	宮田	124,065	101,043	0					23,022
	佐文	186,557	161,255	0					25,302

5 産業導入地区の地目別面積

(現況地目別)

(単位：㎡)

地区名	農 地 等					宅地・その他							合 計	
	田	畑			採草放牧地	計	宅 地	うち施設用地等	山 林	原 野	埋 立 地	そ の 他		計
		普 通 畑	樹 園 地	草 地										
生間					0	58, 823	58, 823	4, 343				4, 892	68, 058	68, 058
椿谷					0	47, 446	47, 446	11, 032				6, 991	65, 469	65, 469
宮田	1, 998				1, 998	57, 078	57, 078	19, 698	117			45, 174	122, 067	124, 065
佐文					0	116, 833	116, 833	16, 078				53, 646	186, 557	186, 557
計	1, 998				1, 998	280, 180	280, 180	51, 151	117			110, 703	442, 151	444, 149

(用途区分別)

(単位：㎡)

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
宮田	1,998				1,998

6 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定

【生間地区】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	⑦. 過疎地域	8. 都市計画 (線引・非線引)
9. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

【椿谷地区】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	⑦. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引・ <u>非線引</u>)
9. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

【宮田地区】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	⑦. 過疎地域	8. 都市計画 (線引・非線引)
9. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

【佐文地区】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	⑦. 過疎地域	8. 都市計画 (線引・非線引)
9. 地域経済牽引事業 の促進区域	10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域		

(2) 土地利用基本計画関係

【生間地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
1	②	③	4	5	6

【椿谷地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
①	②	③	4	5	6

【宮田地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
1	②	③	4	5	6

【佐文地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
1	②	③	4	5	6

(3) 都市計画関係

【生間地区】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	4	5	6	⑦	8

【椿谷地区】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

【宮田地区】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	4	5	6	⑦	8

【佐文地区】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	4	5	6	⑦	8

①都市計画区域及び用途地域の範囲及び指定年月日

- ## ②農地転用に関する調整の結果の状況

③農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

- 9 –

第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和9年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は次の通りとする。

1 導入すべき業種

【生間地区】

大分類	中分類	小分類
製造業	24 金属製品製造業	244 建設用・建築用金属製品製造業
運輸業，郵便業	44 道路貨物運送業	442 特定貨物自動車運送業

【椿谷地区】

大分類	中分類	小分類
製造業	15 印刷・同関連業	151 印刷業
	18 プラスチック製品製造業	182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業
	21 窯業・土石製品製造業	214 陶磁器・同関連製品製造業

【宮田地区】

大分類	中分類	小分類
製造業	09 食料品製造業	099 その他の食料品製造業
	15 印刷・同関連業	151 印刷業
運輸業，郵便業	44 道路貨物運送業	442 特定貨物自動車運送業

【佐文地区】

大分類	中分類	小分類
製造業	15 印刷・同関連業	153 製本業，印刷物加工業
	18 プラスチック製品製造業	182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業

2 選定理由

業種の選定にあたっては、農村地域の住民が永続的に居住できるよう、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、安定的な他の産業への就業機会を選択肢の1つとして創出する必要がある。ついては、常用雇用が期待される多くの業種の中で、地域農業をはじめとする既存産業との連携、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種又は生産性や業界成長性が高く、将来に亘って雇用構造の高度化・多様化が見込まれる業種を選定しており、引き続き下記の考え方にに基づき本町の施策方針との整合性を図った上で適切な業種を選定する。

(1) 安定した就業機会の確保

導入する全ての業種は、常用雇用者が常駐化する業種を選定するものとし、雇用創出効果が低い広大な施設や、短期雇用など安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえた上で選定しないものとする。

(2) 雇用構造の高度化に資するもの

導入する全ての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう、業種間の配分・連携が可能なものを優先するものとする。また、就業が円滑に行われるよう、地域住民の希望や能力に相応し、かつ所得の向上に資するものを優先的に導入するとともに、特に小規模経営農家、離農農家及び高齢農業者等が容易に就業し、継続できる業種を積極的に選定するものとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

産業導入地区に立地する企業は、公害防止及び環境保全に努めるとともに、工場敷地内には、緑地を設けることにより周辺環境との調和に努めることとする。

企業が立地する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて公害防止に関する協定を締結することとする。

また、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、公害に係る法令や県条例等の厳正な運用により、指導監督を促すものとする。

(4) 事業者との調整

導入業種及びその規模等については、事業者からのヒアリング等を行い、産業導入地区、規模、立地スケジュール等について調整を行っている。

3 導入すべき産業の規模

【生間地区】

産業の業種	事業所数	計 画 面 積			雇用期待従業員数			製造品出荷額
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
24 金属製品製造業	1	m ² 33,165	m ²	m ²	人 5	人 2	人 7	百万円/年間 180
44 道路貨物運送業	1	33,648			30	11	41	320
計	2	66,813	1,245	68,058	35	13	48	500

【椿谷地区】

産業の業種	事業所数	計 画 面 積			雇用期待従業員数			製造品出荷額
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
15 印刷・同関連業	1	m ² 6,673	m ²	m ²	人 23	人 9	人 32	百万円/年間 570
18 プラスチック製品製造業	1	33,309			162	66	228	7,390
21 窯業・土石製品製造業	1	22,961			61	24	85	1,950
計	3	62,943	2,526	65,469	246	99	345	9,910

【宮田地区】

産業の業種	事業所数	計 画 面 積			雇用期待従業員数			製造品出荷額
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
09 食料品製造業	1	m ² 32,926	m ²	m ²	人 89	人 75	人 164	百万円/年間 4,000
15 印刷・同関連業	1	53,385			75	64	139	2,470
44 道路貨物運送業	1	14,732			29	24	53	420
計	3	101,043	23,022	124,065	193	163	356	6,890

※宮田地区の拡張については、環境影響評価法で定める対象事業には該当しない。

【佐文地区】

産業の業種	事業所数	計 画 面 積			雇用期待従業員数			製造品出荷額
		施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	
15 印刷・同関連業	1	m ² 15,447	m ²	m ²	人 32	人 12	人 44	百万円/年間 790
18 プラスチック製品製造業	2	145,808			272	85	357	11,570
計	3	161,255	25,302	186,557	304	97	401	12,350

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和9年度までに就業する農業従事者(その家族を含む、以下同)は、次の通りとする。

【生間地区】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
24 金属製品製造業	1	人 2	人 1	人 3	% 40.0	% 50.0	% 42.9
44 道路貨物運送業	1	17	13	30	56.7	90.9	65.9
計	2	19	14	33	54.2	84.6	62.5

【椿谷地区】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
15 印刷・同関連業	1	人 15	人 9	人 24	% 65.3	% 55.6	% 62.5
18 プラスチック製品製造業	1	103	64	167	63.6	97.0	73.2
21 窯業・土石製品製造業	1	38	22	60	62.3	91.7	70.6
計	3	156	95	251	63.4	96.0	72.8

【宮田地区】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
09 食料品製造業	1	人 72	人 54	人 126	% 80.9	% 72.0	% 76.8
15 印刷・同関連業	1	58	24	82	77.3	39.3	60.3
44 道路貨物運送業	1	24	14	38	82.8	56.0	71.0
計	3	154	92	246	79.8	57.1	69.5

【佐文地区】

産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
		男	女	計	男	女	計
15 印刷・同関連業	1	人 23	人 9	人 32	% 71.9	% 75.0	% 72.7
18 プラスチック製品製造業	2	200	63	263	73.5	74.1	73.7
計	3	223	72	295	73.4	74.2	73.6

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和9年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次の通りとする。

1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み

区 分	農 家 人 口	農業従事者	基 幹 的 農 業 従 事 者
令和2年度 (現 状)	人 3,466	人 2,476	人 1,097
令和9年度 (見込み)	3,072	2,279	1,010

注：現状は農林業センサス

2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農(以下「認定農業者等」という。)の現状・見込み

区 分	認定農業者	認定新規 就 農 者	集落営農
令和4年度 (現 状)	経営体 101	経営体 7	集落営農 13
令和9年度 (見込み)	152	11	15

注：現状は令和5年3月現在

3 認定農業者等の育成

(1) 認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用の集積に関する計画

区分	農用地面積 ① ha	認定農業者等及び基本構想水準達成者への 農用地の利用集積面積				認定農業者等及 び基本構想水準 達成者への 利用集積率(%) ②/①
		所有面積	利用権設定	特定農作業 受託	計 ② ha	
現状	2,080	110	436	22	568	27.3
目標	2,215	86	800	0	886	40.0

(2) 認定農業者等の経営規模

(単位：経営体(集落営農)、a、頭、羽、箱等)

目標経営類型 (作目構成)	営農類型	認定農業者等の数		経営規模	
		令和4年 現在	令和9年 目標	令和4年 現在	令和9年 目標
単一経営	①水稲	1	1	350	350
	②露地野菜	5	20	1,980	3,400
	③施設野菜	1	22	81	1,600
	④果樹	1	3	63	120
	⑤花き	2	3	586	586
	⑥畜産	6	11	4,943 頭 273,400 羽	4,018
複合経営	⑦水稲＋果樹	0	2	0	1,469
	⑧水稲＋野菜	29	60	18,936	28,200
	⑨花き＋野菜	2	1	277	2,196
	⑩その他複合	54	30	12,100	10,150

(3) 認定農業者等を中心とする生産組織の育成

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に中山間地域である旧琴南・仲南地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて、特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

4 農用地の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

農用地の利用集積を進めるにあたっては、農地売買等特例事業及び農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

具体的には、まんのう町地域農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効

率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、まんのう町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意を図りつつ、年度ごとに利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

また、認定農業者等の育成に向けては、香川県農業協同組合、まんのう町農業委員会、中讃農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にすべく、徹底した話合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して、まんのう町地域農業再生協議会等が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画及び青年等就農計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。加えて、当該農家への農地集積を積極的に推進するとともに、大型機械の導入や制度資金の利子補給等の支援を行う。生産組織については、地域の実態に応じた集落営農活動により、経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人化へ誘導し、ビジネス経営体の育成を図る。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

(1) 過去に造成された工業団地及びその周辺の活用可能性

既存の工業団地については、すでに完売している。

(2) 再生利用が困難な荒廃農地等の活用の可能性

本町における荒廃農地(遊休農地)は全体 55ha となっているが、各地域に散在している。また、山林部に長年に亘り耕作放棄された畑地が比較的まとまった規模で存在するが、傾斜地であり、造成しても広い面積の確保が困難であること、国道・県道からの交通は山の斜面を蛇行する幅員狭小な道路しかなく、道路整備に膨大な費用を要することから、産業用地としての活用は困難である。

2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地の農業上の利用との調整については、地域の実情を踏まえ具体的な方針を次のとおり定める。

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

①都市計画法における用途地域等について

本町の都市計画区域 2,048ha において、用途地域は指定していない。

②農業振興地域以外の地域について

本町には農業振興地域以外の地域が約 4,600ha 存在するが、大半が急峻な山林部にあり、そのうち道路、河川、水路及びため池等以外は全てが水源かん養、土砂流出防備等のための保安林である。このため、造成工事の実施が山林地帯の治水・治山能力へと多大な影響を及ぼすものと想定され、産業用地としての開発は甚だ困難である。

また、町中心部付近も農業振興地域以外に当たるが、住宅や商店が混在しており、国道・県道からの片側 1 車線での接続が困難である。

③農用地区域外の地域について

本町において、平地部の農地の多くは農用地区域に設定されている。農振白地農地は集落内及びその周辺にわずかに点在するのみで、まとまった面積の確保は困難である。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

まんのう町は香川県の南西部に位置し、南部は讃岐山脈の麓の山間部、北部は讃岐平野で構成された扇状地となっている。

町内全域で農業は営まれているが、山間部においては地理的条件から農地利用される土地は限られているため、農地の拡張や集積は主に平野部において実施されている。

そのため、主に山間部に位置する産業導入地区への営農上の影響は少ないものと考えられる。

また、産業導入地区を設定することで産業利用される土地を集約することとなり、他の農用地区域の蚕食を防ぐことができる。

これらのことから、今後の農業基盤整備事業や農地の利用集積・集約化施策を含めて、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。

①高性能機械による営農への支障、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への影響可能性

宮田地区においては、高性能機械による営農及び農地中間管理事業等の農地流動化施策に該当しない。

②農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への影響可能性

宮田地区の拡張地区は、周囲から切り離された谷地となっているため、農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。

(a) 人・農地プランの制度の周知を徹底し、認定農業者による農地集積化を進めるとともに、土地利用型農業からの経営転換を希望する農業者や農業をリタイアする農業者を的確に把握し、人・農地プラン更新に係る地域の話合いにおいて農地の出し手となり得る農業者のプランへの位置付けを進め、農地中間管理事業等の積極的な活用により、宮田地区外における代替地の確保に努める。

(b) 農地中間管理機構に対し、代替地を必要としている農業者に対する農地提供を要請するとともに、宮田地区内の認定農業者に対しては、農地中間管理機構が提供する農地の活用を勧め、中心経営体に対する適切な代替農地の提供を実現することで、現在の経営規模に応じた十分な代替地の確保を図る。

③農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供されることによる影響

(a) ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生可能性

宮田地区内にため池、土留工、防風林等はない。排水路については、現在の機能を保持するよう再構築するため、影響は発生しない。

(b) 農業用排水施設等の農用区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による排水停滞、汚濁水の流入など、周辺の土地改良施設の機能に支障が生じる場合

- (ア) 宮田地区に企業が立地し工場用水を取水する場合は、基本的には上水道を使用する計画であるため、農業用水を使用することはない。
- (イ) 生活雑排水及び工場排水については、必要に応じて立地企業が排水処理施設等の整備を行い、水質汚濁防止法及び香川県生活環境の保全に関する条例などに定める基準が満たせるまでに処理した後、公共用水域に排水する。
- (ウ) 農業用排水路に関しては、計画地内に用排水路はなく、満濃町土地改良区と十分協議を行うため、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすことはない。また、農地転用決済金については、満濃町土地改良区及び地権者に対し、地権者の負担になる旨を説明し、十分に理解を得ている。
- (エ) 宮田地区の農道の廃止はないため、農作業への支障はない。

(c) 産業導入地区で実施が予定されている、実施中である又は完了した土地改良事業等の状況及び産業導入地区として位置付けることの是非についての調整結果

宮田地区は受益地とはなっていない。

(3) 面積規模が最小限であること

まんのう町においては農地への影響が少ないよう努めているが、宮田地区においても企業動向等を踏まえ、必要最小限の面積に留める。

(4) 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した農用地を含めないこと

まんのう町内において面的整備は主に平野部で実施されており、宮田地区においては面的整備に係る土地改良事業等は実施されていない。

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

まんのう町内において農地中間管理機構関連事業は主に平野部で実施されており、宮田地区において当事業に該当する土地はなく、支障は生じない。

.....

上記内容について、各団体と下記の通り協議・調整を行い、内容について以下の通り合意を得た。

・まんのう町農業委員会 令和4年5月31日協議にて調整・合意

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設の整備等

(1) 産業基盤の整備

① 産業の立地・導入に必要な用地

- ・目標年次までに施設用地として新たに確保すべき面積：2,074 m²
- ・調達の方法：令和6年度に導入事業者が買収する。
- ・用地造成の事業主体：令和6年度以降に導入事業者が実施する。

② 道路等の整備

- ・継続の産業導入地区については、道路等整備済みである。

③ その他

- ・緑地については、工場立地法の規定に則して工場緑化を促し、周辺地区の環境及び景観を保つものとする。
- ・用水等については、上水道を使用し農業用水を使用することはない。
- ・生活雑排水及び工場排水については、必要に応じ立地企業が独自に浄化槽や排水処理施設等の整備を行い、周辺環境を適切に保つ。
- ・雨水は排水路を経由して宮田川に流入させる。

(2) 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

① 技術者の確保・育成

香川県及び関係機関が実施する技能者や管理者、後継者等の育成のための研修やセミナー等の活用を促し、就業や転職に必要な職業知識や能力・技能の習得機会の充実を図る。

② 研究開発・技術開発の推進

県内大学等の高等教育機関や試験研究機関の有する研究・技術開発の成果やノウハウ、特許等の知的財産の活用を促し、企業の新技術開発・新商品開発を支援する

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

(1) 定住人口の確保に向けた住環境の整備

まんのう町においては、「まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27 年 10 月策定・平成 30 年 3 月改訂）における基本目標の 1 つに「子どもから高齢者まで誰もが安心できるまんのう」を掲げている。今後も本戦略に基づき、住民の健康づくり運動の促進、身近な地域での支え合いネットワークの強化、生活課題への幅広い対応を図る仕組みづくりの検討、公共交通の利便性の向上、ごみ収集体制の強化、機能別消防団員制度の導入、瀬戸内中讃定住自立圏における広域連携の充実などを通じて住環境の向上に努め、住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりを進める。加えて、奨学金制度の充実を図るとともに、U ターン奨励施策を付加し、若者人口の確保を図る。

また、都市計画の観点からも、「中讃広域都市計画区域マスタープラン」に基づき、コミュニティ拠点である町中心部において、小規模な商業サービスや地域住民のふれあい・交流機能を担う拠点として、地域に関連する業務施設や近隣型商業施設の集積を図るなど、適正な土地利用を誘導する。

(2) 地域間交流の条件

産業導入地区への企業導入に起因する UIJ ターンを促進するため、多様な媒体による積極的な情報発信と相談体制の充実、住宅取得に関する支援の拡充、移住者への経済的負担の軽減、空き家や遊休公共施設の有効活用、熟年 U・I ターンの促進等に取り組むほか、交流人口の増加に向けて、農林業体験の拡充、満濃池、国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園の観光資源としての機能強化、それらの積極的な情報発信等を通じて、まんのう型グリーンツーリズムを確立する。

(3) 生活基盤インフラの整備

道路網の整備に関しては、通勤などの移動時間の短縮に向けて、国道・県道の整備・改良を要望するとともに、町道の未改良路線の計画的な改良を進める。また、整備済みの町道などについても、計画的に適切な維持管理に努める。併せて、交通事故や災害防止に向けて、道路・橋梁等の危険箇所の改良、交通安全施設の整備などに努めるとともに、公共施設周辺や通学路などを中心に、歩道や小公園（ポケットパーク）の整備、道路のバリアフリー化などを進める。公共交通機関の維持・充実に向けては、ことでん琴平線羽間駅のパークアンドライドのいっそうの充実を図るなど、鉄道・路線バスの利用を促進するとともに、地域コミュニティ交通システムの維持・強化に努める。

上下水道の整備については、安全でおいしい水を安定的に供給するため、古い管路の更新計画を策定し、計画的な維持・更新を進めるほか、公共下水道と農業集落排水の未接続世帯の接続の促進、計画区域外における合併処理浄化槽の設置の促進に取り組む。

さらに、地域に身近な公園の充実に向けて、適切な維持・管理・補修等を図るとともに、公共施設・公共用地の緑化を進める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

- ・まんのう町農業委員会、香川県農業協同組合との協力体制を確立し、農地の流動化、農業の近代化に伴う省力化により、就業が期待できる60才未満の離農希望者等を把握し、関係機関の協力を得て、職業相談・職業能力開発講座等の各種支援制度の充実と活用に努めるものとする。特に高年齢者の就業については、丸亀公共職業安定所、公益社団法人仲善広域シルバー人材センターと連絡を密にし、雇用情報等の提供を行う。
- ・優良企業の誘致を契機とし、U・Iターンの奨励、新卒者の町内就業・地元定着の促進を図る。このために丸亀公共職業安定所と連絡を密にし、教育機関へのPRのほか、企業側の意向に沿って協力する。
- ・男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、女性の就業援助するために企業に対し、PR及び連携を行う。

2 農業従事者の産業への就業円滑化対策

農業従事者がその希望及び能力に応じて就業できるよう、町と丸亀公共職業安定所、まんのう町農業委員会、香川県農業協同組合、香川求職者総合支援センター等と密接な連絡を取り、職業相談を行う。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

(1) 担い手の育成・確保

地域農業の担い手を育成・確保するため、まんのう町地域農業再生協議会等と連携し、担い手が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、農地の利用集積の推進や研修会の実施等により、担い手の資質向上に努めるほか、大型機械の導入や制度資金の利子補給等の支援を行う。また、就農希望者の円滑な就農のための条件整備を進めるため、優良農地の確保や提供への支援、融資制度活用の促進や就農後の生産・経営指導などフォローアップ体制の強化を図る。

(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業年度 (予定)	実施地区
県営中山間地域総合整備事業	用排水路改良 L=9,738m 揚水機2ヶ所 水門4基	香川県	197.8	820,725	H24～R8	まんのう地区
	農道整備 L=801m		5.7	119,647		
	区画整理 A=29.7ha		29.7	846,389		
	ため池整備 21ヶ所		85.8	1,071,710		
県営中山間地域防災減災事業	新池	まんのう町	106.0	48,098	H28	
中山間地域所得向上支援事業	区画整理 A=4.3ha 農道改良 L=280m 農道舗装 L=3,640m		29.2	182,000	H28～29	

※過去5年間に実施された事業を含む。

第9 その他必要な事項

1 企業の撤退時のルール等について

(1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合の跡地の迅速な有効活用について

将来においてやむを得ず撤退があった場合には、産業導入地区の土地利用計画に反することのないよう、町と立地企業が連携し、本計画に即した新たな企業の誘致を図る。分譲契約には、速やかな事業計画の達成のため指定期間の条項を設けるとともに、万一、事業計画の達成が困難な場合には、速やかに町と協議を行うものとする。

(2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合の実施計画の変更等について

立地予定企業とは現段階において立地に際しての合意は得ているが、企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

2 実施計画のフォローアップについて

(1) 実施する項目について

フォローアップに際しては、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況、遊休地の解消状況等を踏まえた実施計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しとなっている理由及び対応策のほか、企業撤退時のルールづくり、体制等についても確認を行う。

遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標もしくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、その理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。

(2) 実施する項目の目標達成のための具体的な体制、方策について

実施計画の策定又は変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。なお、具体的なフォローアップする項目については以下に記載する。

①土地利用の調整の状況

立地企業との密な情報交換を行う。

②導入産業の業種及び規模等の概況

立地企業との密な情報交換を行う。

③農業従事者の就業の状況

立地企業への聞き取り調査。

④農業構造の改善の状況

農業関係団体への聞き取り調査を行う。

⑤遊休地の解消状況

進出予定企業への聞き取り調査。

(3)達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等の実態と乖離した実施計画が長期に渡って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討する。また、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動等の産業の導入の基本となる諸条件が整う見込みが立たない場合は、速やかに当該実施計画の廃止の手続きを行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の用地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

3 その他

- ・本計画は「香川県農村地域への産業の導入に関する基本計画」に即して実施する。
- ・本計画の実現に向けて、農業の構造改善、経営改善支援対策を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら産業の導入の促進に努める。
- ・産業導入地区の土地所有者で代替地を希望する権利者については、まんのう町農業委員会の協力のもとで、極力あっせんに配慮する。また、土地提供者については、希望や能力等に応じて立地企業への安定就職が図られるよう要請する。